

## はじめに

清水 誠

神奈川県神奈川大学法学研究所は、一九九八年に二〇周年を迎え、その記念企画として「自治体の消費者行政を考える」というテーマで、神奈川県のご後援のもとに、講演・対談とシンポジウムを催し、その内容の一部は、この年報の前号に掲載された。その内容は、研究所のスタッフが中心となって、ひろく実務家・運動家、そして一般市民の参加も求めて意見交換と討議を行うことによつて、今日の日本における消費者問題の本質と内実に迫るものであつて、消費者問題研究を前進させるための貴重な踏み石となりうるものであつたと自負しているものである。

研究所としては、重田晴生所長以下、関係分野のスタッフの熱心な努力があつて、同じ趣旨の企画の第二弾を行おうということになり、昨一九九九年一月一日に、神奈川大学セレストホールにおいて、今回は「高齢社会における消費者被害を考える」というテーマを設定して、講演会とシンポジウムを開催した。幸いにして横浜市のご後援と関係諸方面の方々のご協力をえて、今回も重要な成果を挙げることでできたのではないかと考え、重ねて自画自賛しているところである。せつかくの成果を生かしたいと考え、本号もこの企画の記録を主として編集されることになつたので、その趣旨を簡単に述べておくこととしたい。

日本社会の高齢化ということが声高に論じられるようになってから、かなりの時日が経過している。たしかに、かつては織田信長が「英雄五〇才」に達せずに非業の死を遂げたり、松尾芭蕉が四〇才代で翁と呼ばれたりということを考えて、この数世紀において（もちろんそれ以前からのことであるが）人々の平均寿命が長くなってきたことは明らかである。しかし、われわれの父祖は、そのような長寿化に合わせて、それぞれの時期の社会の在り方を工夫しながら生きていたのであり、現在のわれわれがそのことで慌てふためくというのでは、だらしがなさすぎるともいえるので、ゆつくりと時間をかけて対応を論議していったらよいと、まずは考えるのであるが、しかし、その長寿化のスピードが著しく早くなったということも事実であって、あまりのんびりと悠長に構えているわけにもいかないことも確かである。

とりわけ、消費者問題においては、高齢消費者が社会の変化についていけず、それを補うべき周囲の援助体制の形も十分でない。そして、遺憾ながら、お年寄が騙されて契約するなどの嘆かわしい現象が多発し、問題化しているのである。これに対する対応は完全に遅れており、緊急な対処が必要と痛感されてきたところである。

今回のシンポジウムは、もともとは、そのような問題意識からスタートした。ところが、準備過程において、内外部の企画関係者の関心は、間もなく実施されようとしている介護保険制度の問題にみるみる集中していくことになった。

二〇〇〇年四月一日を期して誕生しようとしている介護保険制度は、介護という個人福祉にとっても、社会福祉にとっても重要な問題について、まず第一に、資金的に税金に依拠するか、保険に依拠するかという問題において、比重を後者に置くという変動を生じさせる。それとともに、第二に、介護の実施を行政による住民に対する措置によるか、要介護者と介護事業者との契約によらしむるか、という問題において、前者から後者へ、すなわち「措置から契

約へ」という大変化を生じさせるものである。要介護者の大多数を占める高齢者にとっては、このように契約世界へ参入すること、というよりも投入されることに耐えられるであろうか、という大問題にぶつかろうとしているのである。そのことから、その後の企画準備は、もっぱらといってよいほど、介護保険と高齢者という問題に絞られることになった。本号の記録を読んでいたければ分かるように、今回の講演会およびシンポジウムは、「消費者問題からみた介護保険」と名付けた方が適切ではないかと思われるような内容になったのは、そのような事情によるものである。しかし、企画の公表、案内などは、すべて当初の題で行われていたので、テーマ名を変更することはあえて行わなかった。この点、参加者および読者のご了解をお願いしたい。

最後に、講演会およびシンポジウムにおいて講師をお願いした皆様、また、この企画の準備・実施・記録作成などにご協力いただいた研究所外の皆様、当日の会に参加していただいたすべての方々に対して、所員一同を代表して、心からお礼申し上げたいと思う。